

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される石狩市・厚田村・浜益村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関して同条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開とする。

(石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程の準用)

第7条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程(平成15年協議会規程第 号)第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

(石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)

第8条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成15年協議会規程第3号)第2条から第4条までの規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。この場合において、「協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者」とあるのは「小委員会の委員長、副委員長及び委員並びに第6条第3項の規定に基づき会議に出席した者」と、「協議会委員等」とあるのは「小委員会の委員等」と、「協議会の会議」とあるのは「会議」と読み替えるものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月20日から施行する。